

	回覧												

10万円 特別定額 給付金

「特別定額給付金」の申請はお済みですか？

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策として、1人あたり10万円を給付する事業です。

まだ申請がお済みでない方は、申請忘れのないようお早めにお手続きください。なお、「申請書を誤って破損・紛失してしまった」などの場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

申請書受付期限は、令和2年8月27日までです！

給付対象者 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方

給付額 給付対象者1人につき10万円

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

申請期間 令和2年5月28日(木)～令和2年8月27日(木)

申請手続きについて

STEP1

先にお送りしている申請書に記入例を参考に必要事項を記入してください。

STEP2

以下の書類（2種類）をご準備ください。

- ①本人確認書類（運転免許証など）の写し
- ②受取口座を確認できる書類（通帳 もしくはキャッシュカード）の写し



STEP3

同封の返信用封筒に上記の申請書を入れて、最寄りの郵便ポストに投函もしくは郵便局の窓口にお出し下さい。

申請書に記載された口座に世帯全員の分を一括してお振込みいたしますので、後日ご確認下さい。
※既に申請をされた方は、2重の申請はできません。

STOP

給付金を装った詐欺にご注意ください！

現在、特別定額給付金に関して市区町村や総務省の名をかたり、電話やメールで個人情報を聞き出す詐欺が発生しています。「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」などの詐欺にご注意ください！

- ◎市や総務省などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ◎市や総務省などが給付金のために手数料の振込みを求めることは絶対にありません。



ご自宅や職場などに市や総務省などをかたった電話がかかってきたり、メールが届いたら、消費者ホットライン(188)または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問い合わせ先 福知山市福祉保健部社会福祉課
(☎0773-24-7087)